

マンション一括受電サービス利用規約

マンション一括受電サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、マンション等の建物のうち、スマートマンション導入加速化推進事業の補助金事業の一環として行われるサービスとして、当社のマンション一括受電サービスを導入した物件における電気の使用に関し適用いたします。

本規約は、お客さまが購入または賃貸された物件の所有者または管理組合等と当社にて締結する「電力管理業務委託契約」または「マンション一括受電サービス契約」に基づき、当該所有者または管理組合等の委託を受けて発行するもので、当社が提供するマンション一括受電サービスをお客さまが利用される際の一切に適用いたします。

第1章 一般条項

第1条(定義、目的)

(1) 定義

本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりといたします。

- (イ) 本物件 お客さまが入居されているマンション等の集合住宅その他の不動産
- (ロ) 本サービス 当社が、本物件代表者の委託を受けて、本物件に高圧受変電設備を導入し、当社または本物件代表者が本物件に電力を供給する電気事業者との間で締結した電力需給契約に則り、お客さまに対し配電する「マンション一括受電」サービス
- (ハ) お客さま 当社が提供する本サービスを利用される方
- (ニ) 当社 中央電力株式会社
- (ホ) 本物件代表者 本物件の所有者または管理組合等の代表者で、当社との間で本契約を締結する者
- (ヘ) 本契約 本物件代表者と当社とが、本サービスを履行するために締結する「電力管理業務委託契約」または「マンション一括受電サービス契約」
- (ト) 電気事業者 電気事業法2条1項17号に定義される事業者
- (チ) 料金 お客さまが当社に対し支払う電気料金で、本サービスの維持管理費用等本サービス利用の対価を含む料金
- (リ) スマートマンションサービス 電力の見える化や需要逼迫時の通知などを通じて、エネルギー使用の効率化及び無理のない節電を促すサービス

(2) 目的

本規約は、本物件代表者と当社にて締結する本契約に基づき、当社がお客さまに対して提供する本サービスの利用の手続その他の細目を定めることを目的といたします。

(3) 前提

本サービスは、本物件の全電力需要に対して提供させていただくものであり、一建物一引込みという電気事業の原則に照らし、一部の入居者の方が本サービスによることなく電気事業者から電気の供給を受けることは、制度上できません。

第2条(単位及び端数処理)

本規約における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は、以下のとおりといたします。

- (イ) 負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ロ) 容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ハ) 電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ニ) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ホ) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下

第1位で四捨五入いたします。

- (ハ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算する際には、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第3条(本規約の範囲及び変更)

- (1) お客さまには本サービスの利用にあたり、本規約を遵守いただきます。
- (2) 当社が別途規定する個別規定及び当社が随時お客さまに対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定または追加規定との内容が異なる場合には、最新の個別規定または追加規定の内容が優先して適用されるものといたします。
- (3) 当社は本規約を変更することがあり、この場合の本サービスの利用の手続きその他の細目は、変更後の規約によります。なお、本規約は、本物件代表者と当社にて締結する本契約に基づき、当社がお客さまに対して提供する本サービスの利用の手続その他の細目を定めるものであり、本契約の内容を本規約により変更することはございません。
- (4) 変更後の規約は、当社ホームページに開示するなどの手段を用いて周知いたします。なお、規約の変更は、当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページに開示した時点で効力を生じるものといたします。
(<http://www.denryoku.co.jp/pdf/memskiyaku.pdf>)
- (5) お客さまは当社の本社または支店にて本規約を閲覧できます。

第4条(本サービスの利用)

- (1) お客さまには、当社が別途指定する所定の手続に従って、申込みをしていただきます。ただし、お客さまによる申込書の提出が困難な場合については、口頭、電話等にて申込みを受け付ける場合があります。
- (2) お客さまは、本サービスの申込みにより、電気事業者が本物件に供給する電力を使用することができます。

第5条(当社の責任)

- (1) 当社または当社が委託する第三者は、当社が本物件に設置する電気工作物(変圧器、積算電力量計等の電気設備)(以下、「当社の電気工作物」といいます。)について保安の責任を負うとともに、本物件代表者からの委託に基づき、お客さまへ配電する責任を負います。
- (2) 安全確保
当社または当社が委託する第三者は、お客さまの安全確保のために、保安規程に基づき、電気工作物の停電を伴う点検を行います。点検日については事前にお知らせいたします。
- (3) 保安に対するお客さまの協力
お客さまが当社の電気工作物に直接影響を及ぼすような設備(発電装置を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、設備の設置、変更または修繕工事をされた後、その設備が当社の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

第2章 料金の算定及び支払い

第6条(料金の支払義務)

- (1) お客さまは、当社に対し、本契約により規定した料金の支払義務を負うものといたします。
- (2) 料金の規定は、お客さまが本サービスの利用を開始された日から適用いたします。

第7条(検針日)

- (1) 検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。
 - (イ) 検針は、原則として、当社が定めた日(以下、「検針の基準となる日」といいます。)に、毎月行います。ただし、非常変災の場合等その他必要があるときは、検針の基準となる日以外の日に検針することがあります。

- (d) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
 - (h) 管理会社または管理人の都合により検針できなかった場合、前号と同様、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、毎月の検針を行わないことがあります。
- (i) 利用開始の日からその直後の検針の基準となる日までの期間が短い場合
 - (u) その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまが承諾したとき

第 8 条 (料金の算定期間)

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日前日までの期間(以下、「検針期間」といいます。)といたします。ただし、本サービスのご利用を開始し、または本サービスのご利用を終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日までの期間または直前の検針日翌日から終了日までの期間といたします。

第 9 条 (使用電力量の計量)

- (1) 使用電力量の計量は、積算電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、以下の(i)及び、(3)または(4)の場合を除き、検針日における積算電力量計の読み(本サービスのご利用を終了した場合は、原則として終了日における積算電力量計の読み)と前回の検針日における積算電力量計の読み(本サービスのご利用を開始した場合は、原則として開始日における積算電力量計の読み)の差引きにより算定(乗率を有する積算電力量計の場合は、乗率倍するもの)といたします。
- (i) 第 7 条(1)(p)及び(1)(h)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値(月数による平均値)によって精算いたします。ただし、第 10 条(1)(i)に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値によって精算いたします。
- (2) 積算電力量計の読みは、次によります。
- (i) 指針が示す目盛りの値
 - (u) 乗率を有しない場合は、整数位まで
 - (h) 乗率を有する場合は、最小位まで
- (3) 積算電力量計を取替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(4)の場合を除き、取付け及び取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算して得た値といたします。
- (4) 積算電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 10 条 (料金の算定)

- (1) 料金は次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
- (i) 本サービスのご利用を開始し、再開し、停止し、または終了した場合
- (2) 料金は、当社が本契約に規定する単価を適用して算出いたします。

第 11 条 (日割計算)

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- $$1 \text{ 月の最低料金及び基本料金} \times \text{日割計算対象日数} / \text{当社で定めた 1 月の検針期間の基準日数}$$
- (2) 第 10 条 (1)(i) の場合は、次により料金を算定いたします。
- (i) 最低料金及び基本料金は、日割計算をいたします。
- (3) 第 10 条(1)(i)の場合により日割計算するときは、日割計算対象日数には開始日、再開日、停止日、終了日を含みません。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をいたします。また、お客さまにご協力願う場合があります。

第 12 条 (料金の支払義務及び支払期限)

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- (i) 検針日。ただし、第 9 条 (1)(i)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、第 9 条(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - (u) 第 13 条(6)を適用する場合は、当該支払期に属する最終月の(i)による日といたします。
 - (h) 本物件からの退去に伴い、お客さまから、期日を示した上、本サービスのご利用を終了する旨の申し出があった場合、申し出に基づき、本サービスを終了した日といたします。
- (2) お客さまには、(3)に定める支払期間内に料金を支払っていただきます。
- (3) 支払期間は、支払義務発生日から、「電気料金等請求書(電気料金のお知らせ)」に記載された日(以下、「支払期限日」といいます。)といたします。ただし、支払期限日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日(以下、「休日」といいます。)に該当する場合は、現金自動預払機、その他の支払い手段が不可能なときは、翌日を支払期限日といたします。また、当該翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (4) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合、次回の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

第 13 条 (料金その他の支払方法)

- (1) 料金については、毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次のように支払っていただきます。なお、振込手数料はお客さまの負担とさせていただきます。
- (i) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社にお申込みいただきます。
 - (u) お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
 - (h) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社にお申込みいただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)(i)、(u)または(h)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (i) (1)(i)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき
 - (u) (1)(u)により支払われる場合は、料金が当社指定の金融機関等に払い込まれたとき
 - (h) (1)(h)により支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社指定の金融機関等に払い込まれたとき
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下、「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、料金を支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾を得たときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに当社の指定する方法で当社に料金を支払っていただくことがあります。
- (6) 料金を(1)(i)により支払われる場合には、口座振替割引として、1 契約につき毎月 50 円(消費税別)を差し引いて算定いたします。
- (7) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合、各種割引は取り消しとなり、割引を行わない料金を算定いたします。

第 14 条 (再請求手数料)

- (1) お客さまが料金を、支払期限日を経過してなお支払われ

ない場合、再請求手数料 500 円(消費税別)を請求いたします。

ただし、第 13 条(1)(イ)により支払われる場合で、当社の都合により料金が支払期限日を経過した後に引き落とされたときは、この限りではありません。

- (2) 支払期限日を経過してなお支払われない料金に対しては、支払期限日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%(年 365 日日割計算)の割合による遅延損害金を請求いたします。

第 3 章 ご使用について

第 15 条(適正契約の保持)

- (1) 当社は、お客さまによる契約電力を超えた電気の使用、その他お客さまの電気の使用状態が不適当と認められる場合には、すみやかに使用状態を適正なものに変更していただくか、契約を適正な容量等に変更していただきます。
- (2) お客さまが、エレベーター等の負荷設備、受電設備、電気設備の追加設置をする場合は、事前に変更する旨を当社に通知していただきます。
- (3) 当社の事前の承諾なく当社所有設備たる積算電力量計に設置する封印具を取り外すことは禁止させていただきます。
- (4) 当社は、本条各項の規定に反したお客さまに対し、当社が被った損害の賠償を請求いたします。

第 16 条(指示の遵守)

- (1) 当社は、本物件代表者または当社が電気事業者との間で締結した契約の遵守をお客さまに求めることができます。
- (2) 当社は、(1)の遵守事項について、通知、公示、ウェブサイトでの掲示その他適宜の方法により、お客さまにお知らせいたします。

第 17 条(需要場所への立入りによる業務の実施)

本物件代表者と当社にて締結する本契約に基づき、当社または当社の委託を受けた第三者は、本サービスの提供に必要な次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、お客さまは正当な理由が無い限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、当社所定の証明書を提示いたします。

- (イ) 当社の電気工作物の設置、維持、管理または改修のための業務
- (ロ) 電気工作物の保安の維持に関する業務
- (ハ) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (ニ) 計量器の検針または計量値の確認
- (ホ) 本サービスの開始、休止、停止、終了、変更に必要な業務
- (ヘ) その他本サービス提供に必要な一切の業務

第 18 条(電気使用の停止)

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、予告なくそのお客さまについて電気の使用を停止する事があります。
 - (イ) お客さまの責めに帰する事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (ロ) 当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - (ハ) お客さまが、当社の承諾なく、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の使用を停止する事があります。
 - (イ) お客さまが料金または料金以外の本規約に基づく債務を支払期限日までに支払わず、かつ、当社からの再請求に対してもなお支払われない場合
 - (ロ) お客さまが他の契約(既に終了しているものを含みます。)の料金等を支払期限日までに支払わず、かつ、当社からの再請求に対してなお支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の使用を停止する事があります。
 - (イ) お客さまの責めに帰する事由により保安上の危険がある場合

- (ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - (ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - (ニ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - (ホ) 第 17 条に違反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由無く拒否された場合
 - (ヘ) お客さまが第 15 条または第 16 条に違反した場合
 - (ト) お客さまがその他本規約に違反した場合
- (4) 電気使用の停止措置が取られた場合には、当該措置に関わる費用として、金 20,000 円(消費税別)をご請求します。

第 19 条(使用停止の解除)

第 18 条によって電気の使用を停止した場合であって、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することとなった債務の支払が完了したときは、当社は当該支払いを確認した後、当社営業時間内(平日 9:00 から 17:00)での電気の使用を再開できるよう処置いたします。

第 20 条(使用停止期間中の料金)

第 18 条によって電気の使用を停止した場合であって、その停止期間が 1 月間に及ぶ場合については、お客さまの契約種別に定められた最低料金及び基本料金を申し受けません。

第 21 条(違約金)

- (1) お客さまが第 18 条(3)(ロ)ないし(ニ)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として請求いたします。
- (2) (1)の免れた金額は、本規約の定めに基づき本来算定されるべき金額と、不正な使用方法により算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

第 22 条(使用の制限もしくは中止)

- (1) 当社は、次の場合には、本サービスを中止し、またはお客さまに電気の使用を制限もしくは中止していただくことがあります。
 - (イ) 電気事業者から、電気の供給がなされない場合
 - (ロ) 当社もしくは電気事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - (ハ) 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (ニ) 非常変災の場合
 - (ホ) その他保安上の必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 23 条(損害賠償の免責)

- (1) 第 22 条(1)によって、本サービスを中止し、または電気の使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めに帰すべき事由によらない場合には、当社は、お客さまの受けた損害・損失について賠償・補償の責めを負いません。
- (2) 第 18 条によって電気の使用を停止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害・損失について賠償・補償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合であって、それが当社の責めに帰すべき事由によらない場合には、当社は、お客さまの受けた損害・損失について賠償・補償の責めを負いません。

第 24 条(契約容量の変更)

- (1) 契約容量がアンペアブレーカにて定められているお客さままで、ご契約アンペアを 10A (アンペア) から 60A の範囲で変更する場合、アンペアブレーカ取替工事 (以下、「取替工事」といいます。)は、1 回 5,000 円(消費税別)にて承ります。ただし、アンペアブレーカが取り付けられていない場合など、お客さまの契約内容及び電気設備の状況によっては、追加の費用をいただく場合があります。

- (2) 取替工事の日時は、当社が指定する日時からお客さまに選択していただきます。
- (3) 前項の規定に基づき、お客さまが選択した日時に、お客さまの都合により、当社または当社が委託する第三者が取替工事を実施できなかった場合においても、お客さまには、(1)に規定する取替工事費をお支払いいただきます。

第 25 条(設備の賠償)

お客さまが故意または過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (イ) 修理可能の場合の修理費
- (ロ) 亡失または修理不可能の場合の代替品購入に要する金額と取替工事費の合計額

第 26 条(保安管理業務の範囲)

- (1) 当社は本契約に基づき保安管理業務を行います。
- (2) 保安管理業務の範囲は、お客さま宅内の負荷設備までとし、お客さまの負荷設備について、不具合原因の究明を行います。
- (3) 前項に規定する保安管理業務範囲を超えた、お客さまの負荷設備における不具合の修繕・是正処置は、原則としてお客さま自ら業者を手配の上ご対応をお願いいたします。
- (4) 前項の修繕・是正処置及びお客さまのご要望による出勤については、当社でも有償にて承ります。
 - (イ) 有償対応は 1 件あたり 30,000 円(消費税別)から承ります
 - (ロ) (イ)の費用は作業員 1 名で作業が完了する場合のものとなります
 - (ハ) 材料費については別途お支払いいただきます
 - (ニ) 有償での対応については、当社から事前に有償である旨お伝えし、お客さまの承諾の上で行います

第 4 章 契約の変更及び終了

第 27 条(本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、本契約の規定によるものとし、原則として、本契約の契約期間(更新期間も含みます。)に準じるものとしたします。本契約原本は、本物件代表者または当社にて閲覧できるものとしたします。

第 28 条(契約種別の変更)

お客さまが契約種別の変更を希望される場合は、新たな本サービスの申込を希望される場合に準ずるものとしたします。

第 29 条(名義の変更)

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでの電気を使用していたお客さまの当社に対する本サービスに関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き本サービスの提供を希望される場合は、書面による名義変更の手続によります。

第 30 条(本サービスの廃止)

本物件に属するお客さまの総意により、本物件代表者が本契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、本物件代表者から通知された廃止期日に本サービスを終了させるための適当な処置を行います。

第 31 条(本規約の終了)

本契約が終了した場合は、本規約は当然に終了するものとしたします。

第 32 条(本規約終了後の債権債務関係)

料金その他の債権債務は、本規約の終了によっては消滅いたしません。

スマートマンションサービスについて

当社がお客さまに提供するスマートマンションサービスは、本規約および本件委託契約に従って提供されます。お客さまが本規約に同意されない場合、スマートマンションサービスをご利用いただくことはできません。本規約は、それぞれの本件委

託契約の一部を構成するものとし、本件委託契約と本規約の定めが異なる場合には、本規約の定めが優先するものとしたします。

第 1 条(スマートマンションサービスの概要)

スマートマンションサービスは、当社が契約者に対し、以下の機能を提供するサービスです。

- (1) インターネットの Web 上を通じた、電気使用量や料金関連情報等の提供(電力の見える化)
- (2) 地域電力会社等が提供する需要逼迫情報に基づく、電力使用抑制の要請

第 2 条(スマートマンションサービスの利用の承諾)

- (1) サービスのご利用にあたっては、当社が別に定める手続きに従い、事前に本契約に基づく「マンション一括受電サービス申込書」を当社に提出していただく必要があります。
- (2) スマートマンションサービスのご利用にあたっては、ID およびパスワードが必要です。
- (3) お客さまは、スマートマンションサービスのご利用を開始されるにあたり、スマートマンションサービスを利用するための当社 Web サイト(以下「スマートマンション Web サイト」という)において、本規約を確認の上同意していただく必要があります。お客さまの本規約への同意をもって、当社はお客さまによるスマートマンションサービスのご利用を承諾するものとしたします。
- (4) 当社は、お客さまが以下の各項のいずれかに該当する場合、お客さまによるスマートマンションサービスの利用を承諾しない場合があります。
 - (イ) マンション一括受電サービス申込時の登録もしくは届出事項に、虚偽の記載、誤記または記入漏れがあった場合
 - (ロ) 過去に本規約違反により、スマートマンションサービスの利用を停止または終了されたことがある場合
 - (ハ) その他当社がスマートマンションサービスの利用を承認することを不適当と判断した場合
 - (ニ) 電気料金の支払いを、支払い期日を経過してもなお支払わず、スマートマンションサービス及びマンション一括受電サービスの利用停止となった場合
- (5) 当社は、お客さまによるスマートマンションサービスの利用を承諾した後であっても、お客さまが第 2 条第 4 項のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、当該承諾を取り消すことができる。

第 3 条(スマートマンションサービスの運用)

- (1) スマートマンションサービスのご利用にかかる通信料金は、お客さまのご負担になります。
- (2) 当社は、スマートマンションサービスの一時中断のお知らせその他のお客さまへのお知らせ(以下「周知事項」という)を行う場合、スマートマンション Web サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により行うものとしたします。
- (3) 本規約は、当社の都合により変更されることがあります。この場合、当社は第 3 条第 3 項に従い事前通知無くスマートマンション Web サイトにおいて変更後の本規約の内容を周知するものとし、変更後の本規約が適用されるものとしたします。

第 4 条(パスワード等について)

- (1) スマートマンションサービスのご利用にあたっては、ご利用の都度、ID・パスワードのご入力が必要となります。なお、初回登録用に仮 ID・仮パスワードを発行しますが、初回ログイン時にお客さまご自身で適切な変更が必要となります。初回ログイン時に変更が行われずに情報漏えいになった場合、当社は如何なる理由に関わらず、一切の責任を負いません。
- (2) 当社は、スマートマンションサービスの提供にあたり ID・パスワードが登録情報と一致して入力された場合は、ご登録されているお客さま自身が入力されたものとみなし、ID・パスワードの不正使用によりお客さまに損害が生じた場合であっても一切責任を負いません。
- (3) ID・パスワードに不適切な文言で登録された場合、当社の判断によって登録内容の消去と利用停止をすることがあります。
- (4) ID・パスワードを忘れてしまった場合は、当社が別途定める手続きにより再登録をしていただきます。

緊急またはやむをえない場合は、この限りではありません。

第5条(利用中止等)

- (1) お客さまが ID・パスワードのご利用を中止された場合、スマートマンションサービスもご利用頂けなくなります。
- (2) お客さまのお申し込みにより本件委託契約を解約された場合は、スマートマンションサービスの提供も終了します。
- (3) 当社は、お客さまが第6条に定める事項のいずれかに該当した場合、お客さまへのスマートマンションサービスの提供を停止、または終了することができるものとします。

第6条(禁止事項)

お客さまは、スマートマンションサービスのご利用にあたり以下に定める行為をおこなわないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) スマートマンションサービスの内容やスマートマンションサービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (3) 本規約等に違反して、第三者にスマートマンションサービスを利用させる行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他社を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) 第三者の設備等又はスマートマンションサービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (8) 第三者になりすましてスマートマンションサービスを利用する行為
- (9) 不正なアクセス(接続)を試みる行為

第7条(お客さま情報について)

- (1) スマートマンションサービスでは、必要に応じてお客さまのご契約状態その他のお客さま情報をサイト上で表示します。表示された情報および当該情報を複製または出力した媒体は、お客さまの責任により管理して下さい。その媒体による情報流失については責任を負いません。
- (2) スマートマンション Web サイトにおけるスマートマンションサービスでのお客さまに関する情報の取扱いについては、以下に定める「個人情報について」に従うものとします。
- (3) スマートマンションサービス加入の期間中において、当該補助金の基金設置団体、事務執行団体(以下「執行団体等」という)から求めがあった場合、当社は、管理組合・区分所有者・専有部分利用者の電力使用状況を含む情報を執行団体に報告する場合があります。

第8条(お客さまの利用する通信機器)

- (1) スマートマンションサービスを利用するためにお客さまが使用される通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器(以下「通信機器等」という)は、お客さまの費用と責任において準備するものとし、当社は、通信環境の不備などによる利用障害については、一切のサポートを行いません。

第9条(権利譲渡等の禁止)

- (1) お客さまは、当社の事前の書面による同意なしに、スマートマンションサービスを利用する権利またはスマートマンションサービスを通じて生じたお客さまの権利もしくは義務を譲渡し、承継させ、貸与し、または担保に供することはできないものとします。

第10条(スマートマンションサービスの利用上の制限)

- (1) スマートマンションサービスは、システムの保守や障害、天災地変等により、全部または一部の提供に遅延、データの欠損または中断が生じる場合があります。当社は、これによりお客さまに生じた損害について、お客さまがご契約されているサービス利用料金(電気料金)の、当該損害が発生した月の前月額を上限として賠償致します。なお、スマートマンションサービスの全部または一部の提供を中断する場合は、事前にその旨をお客さまに周知するものとします。ただし、

第11条(スマートマンションサービスの変更、追加および廃止)

- (1) 当社は、サービスの提供開始から1年経過したのち、業務上の都合によりお客さまに事前周知の上、スマートマンションサービスの全部または一部を変更、追加および廃止することがあります。これによりお客さまに損害が発生した場合、当社はお客さまがご契約されているサービス利用料金(電気料金)の、当該損害が発生した月の前月額を上限として賠償致します。
- (2) スマートマンションサービスの加入期間は1年以上とし、入居後速やかにスマートマンションサービスに加入していただきます。なお、本物件の区分所有者が、専有部を売買又は賃貸に供する場合、入居を予定する者に対して、本項に関し同意を得ていただきます。ただし、本物件において既に1年以上のスマートマンションサービスの加入実績がある場合はこの限りではありません。

第12条(スマートマンションサービス利用上における注意点)

- (1) スマートマンションサービス加入の期間中において当該補助金の基金設置団体、事務執行団体(以下「執行団体等」という)から求めがあった場合、中央電力は、管理組合・区分所有者・専有部分利用者の電力使用状況を含む情報を執行団体に報告する場合があります。
- (2) 執行団体等は中央電力から報告されたエネルギーの使用情報について、統計的な処理等を行った上で公表することがあります。

個人情報について

当社とお客さまは、お客さまの個人情報の取扱いについて、次の通り、合意いたします(以下、「本合意条項」といいます。)

第1条(個人情報の収集・利用・保有)

お客さまは、当社が、下記の個人情報(変更後の情報を含み、以下、「個人情報」といいます。)を、第2条に規定する目的のため、保護処置を講じた上で収集・利用、及び保有することに同意いたします。

- (イ) 属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、住所、電話番号(携帯電話番号を含みます。))等
- (ロ) 契約情報(申込日、契約日、利用開始日、口座情報、請求額、支払額等)
- (ハ) 取引情報(電気料金請求額、支払状況その他の取引の内容等)
- (ニ) 本人確認のための情報(お客さまの運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは外国人登録原票の記載事項証明書等に記載された事項等)

第2条(個人情報の利用)

お客さまは、下記の目的のために、当社が本契約終了後も、個人情報を利用することを認めます。

- (イ) 本サービスの提供のため(本契約に基づき、当社が本物件代表者から受託した業務を第三者に委託した場合、当社から当該第三者への個人情報開示、及び第三者による利用を含みます。)
- (ロ) 契約または法律に基づく権利の行使、義務の履行のため
- (ハ) 当社、当社関連会社または当社協力が社が行っているサービスに関する情報のご案内等を行うため(ただし、お客さまが書面により当該宣伝等を希望されない旨、あらかじめ当社に通知された場合はこの限りではありません。)
- (ニ) その他当社の事業に付帯・関連する事項のため

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) お客さまは、当社に対し、お客さまの個人情報について、開示することを請求することができます。ただし、当社または第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、

開示することにより当社の業務に支障を及ぼす恐れがある場合及び法令の規定により当社に開示義務が認められないと当社が判断した場合については開示しないものといたします。

- (2) 当社が個人情報を開示した結果、万一不正確または誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに訂正または削除に応じます。

第4条(利用中止の申出)

お客さまは、当社が第2条(ハ)及び(ニ)の目的で個人情報を利用する場合、本サービスの申し込みが不成立となった場合、及び本サービスの成立後、本サービスを解約・解除された場合に当社に対し、当社所定の書面にて申し出ることにより利用を中止するよう求めることができます。この場合、当社はお申出以降の利用を中止する処置をとります。ただし、第2条(イ)、(ロ)に関してはこの限りではありません。

第5条(本合意条項に関するお問い合わせ)

本合意条項に関するお問い合わせ並びに第3条及び第4条の申出先は下記のお問い合わせ窓口といたします。

中央電力株式会社お客さまサポートセンター
〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号大阪証券取引所ビル23階
TEL : 0120-45-2020 9:00~17:00
(土日、祝日及び年末年始を除く)

(2017年4月3日改定)